［注１～３　略］

４　他の電気通信事業者に対し提供する卸電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供するものであるときは、当該サービスの回線数は自らの回線数に含めないこと。

６～９　［略］

［注１～３　同左］

［新設］

４　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

５～８　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十一条の二第二項第一号及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第六条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十五条の十六　法第三十一条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　法第三十一条の二第四項の規定による説明を求めることができる旨	**第二十五条の十六**　法第三十一条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設）
六　（略）	五　（略）

（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法）	（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法）
第二条　法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　法第十四条第二項の規定による説明を求めることができる旨	**第二条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設）
五　（略）	四　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正）

第一条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第八条**　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める方法は、地方厚生局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）	（新設）